

(仮称) 新南大隅ウインドファーム  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

2022 年 4 月

株式会社ジェイウインド

## 目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第2章 環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見の概要と 事業者の見解.....	3

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、準備書を公告の日から起算して一月間、縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和4年2月15日（火）

#### (2) 公告の方法

令和4年2月15日（火）付の日刊新聞紙「南日本新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）  
また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙2参照）

<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※鹿児島県及び南大隅町のホームページにも準備書の縦覧に係るお知らせを掲載いただいた。

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す3か所にて縦覧を実施した。（別紙3参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・鹿児島県庁13階環境林務課（鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号）
- ・南大隅町役場本庁1階展示ロビー（鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地）
- ・南大隅町役場佐多支所1階ロビー（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3844番地）

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和4年2月15日（火）～令和4年3月17日（木）まで
- ・縦覧時間：開庁日の午前9時～午後5時（開庁時間に準ずる。）

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数は2名であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

令和 4 年 2 月 28 日 (月) 午後 6 時半～午後 8 時

(2) 開催場所

南大隅町役場本庁 3 階大会議室 (鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 226 番地)

(3) 来場者数

13 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 2 月 15 日 (火) から令和 4 年 3 月 31 日 (木) まで  
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。(別紙 3 参照)

①電源開発株式会社への書面の郵送

②準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、3 通であった。

第2章 環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見として提出された意見書は3通であり、その意見の概要は19件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見等の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

準備書に係る環境影響評価の結果に対する  
環境の保全の見地からの意見等の概要並びにこれに対する当社の見解

No.	一般の意見の概要	当社の見解
【事業について】		
1	<p>地域で消費できない電力は不要ではないでしょうか。</p> <p>南大隅町は県下の一の高齢化が進行する町であり、人口減少に伴う電力需要の激減が予想され、新たな発電設備は不要と考えています。</p>	<p>ご指摘のとおり、本発電所で発電した電力が南大隅町で消費されるとは限りませんが、本事業において発電した電力は、概ね九州内で消費されると想定しています。現在南大隅町で使われている電力も域外から供給されるものが含まれており、全て地域内で発電し消費することは技術的にも難しいとされています。域外から供給される電力には化石燃料由来の電力も含まれていると推察されますが、化石燃料は長期継続的な利用が難しくなると考えられています。</p> <p>そうした中で、南大隅町地域に賦存する豊富な風エネルギーを使って広域の電力供給に資する取組みは、重要なものであると考えております。</p>
2	<p>地元の人や動植物の被害を考えないで、利益は東京へ行くのでしょうか。</p>	<p>風力発電所の供用後は南大隅町へ固定資産税が支払われ町の税収増に繋がるなど、経済還元されるものと考えております。事業の実施にあたっては、建設・運送、供用後の保守・管理において可能な限り地元業者を活用することにより、事業を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献できるものと考えております。</p> <p>また、地元の方々の生活環境や動植物などの自然環境への影響については、環境影響評価手続きを通じてその影響の回避及び低減に努める所存です。</p>
3	<p>送電ロスの大きい電力は有効に使われているのでしょうか。</p>	<p>本事業において発電した電力は、概ね九州内で消費されると想定しています。</p>
4	<p>再生可能エネルギーの電気は料金も高いので、東京の近くに建ててください。</p>	<p>また、本事業の事業地は、既設の風力発電事業を継続してきた経験から風況が良く効率よく発電ができる地域であることを確認できていること、自治体や地域の方々にもご理解ご協力を賜り、また観光資源としても利用していただいているといったことを背景として、選定させていただいております。</p>

No.	一般の意見の概要	当社の見解
5	南大隅の貴重な照葉樹林を破壊するのでしょうか。	<p>本事業においては樹林の伐採は必要最小限にとどめる計画としておりますが、ご指摘のとおり、本事業において照葉樹林（常緑広葉樹林（二次林））を3.15ha伐採する計画となっております。伐採した樹木と同量の樹木を植えることは現実的に困難ですが、造成により生じた裸地部は、保守管理用地として必要な区域を除き、可能な限り自然遷移に委ねた緑化を行い、現状の植生の回復に努める所存です。</p> <p>また、本事業は、地域に賦存する風資源を電力エネルギーに変換することを目的とした事業です。これは、化石燃料の燃焼に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減を目指す我が国や鹿児島県並びに南大隅町の取組みへ寄与し、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献するものであり、SDGs（目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、目標13「気候変動に具体的な対策を」）に沿った取り組みであると考えております。</p>
6	860tの木を伐採するのであれば、860tの木を植えてください。	
7	補助金をもらいに15年ごとに来て、南大隅の自然を壊しているのではないのでしょうか。	
8	SDGsに反する行動ではないのでしょうか。	
9	計画されている規模の施設については、国内に稼働・運営事例がなく、その建設の可能性自体に懸念があります。このため、災害等の発生などを理由に、本計画のみならず、国内各地の風力発電設備の建設途中の中止、建設の放棄が発生することが考えられ、事業開始後の撤退・中断による周辺への多大な影響を防止または抑止する必要があります。ついては、諸事情による計画中断等の対応策を明示してください。	<p>当社もしくは親会社である電源開発株式会社による風力発電所の建設・運営において、本事業と同等規模もしくはそれ以上の風力発電施設の実績を有しており、計画の段階で既に中止等が予見されるような客観的事実は見当たっておりません。また、今後において建設途中での撤退・中断等の判断に至ることがあった場合には、本事業及びその中断等による影響のうち当社の責によるものについては、全て当社もしくは親会社である電源開発株式会社の責任と負担により対応いたします。</p>
【アセスについて】		
10	調査の内容は具体的かつ詳細であるため、評価させていただきます。ついては、これら結果を、情報提供して下さるようお願いいたします。 なお、環境アセスメント関係図書等の継続的公開と印刷が可能となるよう、情報公開の在り方について、前向きかつ先進的に検討ください。	<p>調査内容につきましてご評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>図書の記載内容は、当社のノウハウや事業計画に係る情報を含むものです。現状では第三者の二次利用を制限する具体的な手法が担保されておらず、無断での二次利用が生じた場合、知的財産保護の観点から法的な措置を検討する必要があります。このため、環境影響評価に係る図書を縦覧期間終了後も継続してインターネット等で閲覧できるようにすることや図書を印刷可能とすることは控えて頂きますが、引き続き関係機関との協議を実施するとともに、地域住民への説明会を開催し、住民の方への情報提供に努めます。</p>
11	環境保全の見地から評価準備書の持出禁止、写真撮影禁止、写真撮影禁止、複写禁止は、意見を持つ人を軽視にしているのではないのでしょうか。	
【動物について】		
12	コウモリなどが死んでも、不本意で済みますのでしょうか。	<p>コウモリ類や小鳥類等については、現地調査結果に基づき予測を行った結果、本事業による影響の程度は小さいものと考えております。</p> <p>なお、事後調査としてサシバの渡りを対象に死骸確認調査を実施する予定ですが、この中においてコウモリ類やサシバ以外の鳥類を確認した場合にも記録を行うこととしております。この事後調査の結果、事業による影響の程度が著しいと判断される場合には、事業者の実行可能な範囲内において、適切に環境保全措置を講ずる必要があると考えております。</p>
13	コウモリや鳥が事故死により死んでも、他の動物に食べられてしまいます。カウントできるのでしょうか。	
14	鹿屋市にもオオタカは生息していますので、南大隅町にも生息していると思います。また、ノスリも鹿屋市に生息していますし、渡りルートもあります。	<p>本事業においても、希少猛禽類調査においてオオタカを9例、渡り鳥調査においてノスリを秋季に61例（73個体）、春季に10例（12個体）確認しております。なお、その確認例数及び確認位置などから、事業による影響の程度は大きくないものと考えております。</p>

No.	一般の意見の概要	当社の見解
15	<p>私は、南大隅町にて、貴社により縦覧されている、標記環境影響評価準備書に関し、環境保全の見地から、新設する風力発電機の設置を既設風力発電の位置に、大きさを既設風車と同程度にするよう再検討を行い、更新計画に変更されるよう求めます。</p> <p>理由：  対象事業実施区域は、多くの鳥類の渡りルートになっている。特に絶滅危惧種Ⅱ類(環境省レッドリスト)に指定されているサシバの渡りについて、本準備書 p. 10. 1. 4-157 (651) 春季、p. 10. 1. 4-158 (652) 春季の高度区分飛跡にも示されている通り、当該尾根を渡りルートとしていることは明らかである。</p> <p>秋季飛跡調査からは、既存の根占 WF、佐多 WF が障壁となり、尾根筋より南側方向に迂回する傾向も顕著に表れている。これは、準備書説明会資料 49、50 ページに記載されているとおり、サシバがこの 15 年で「既設の風力発電での回避」するルートを選択し、慣習していることを示していると思われる。本準備書に記載されている新設風力発電機の大きさは、風車ブレード上端高 154m (既設風車比 1.71 倍)、ローター回転面積は 4 倍となり、サシバの渡りルートの迂回傾向はさらに大きくなることが予想される。</p> <p>また、準備書 p. 10. 1. 4-213 (707) 専門家の意見の概要中、令和 3 年 10 月 9 日付大学准教授(動物(鳥類))の助言として、「特に当該地域である大隅半島は九州の最南端であり、今後の海上の長距離の飛翔に備え天候の悪い日はこの辺りに留まるためこのような行動(確認されたサシバの逆流するような飛跡)をとることはあると考えられる。」と記載されているように、実施予定位置は渡りのルートのみならず南西諸島に飛翔する前の中継場所であり、危険回避所となっていることが示されている。</p> <p>本計画が予定通りの位置で実施された場合、既存の渡りルートが消滅し、迂回によるルートの混乱が生じる可能性が高くなると言わざるを得ないため。</p>	<p>ご指摘いただいておりますとおり、風力発電機を新設することでサシバの渡りに少なからず影響が及ぶものと考えております。一方で、準備書にも記載のとおり、当該地域全体の渡りの状況や既設風力発電機を回避するような行動を踏まえると、風力発電機を新設することで多数の個体が風力発電機に衝突したり、当該地域における渡りルートが消失したりすることは無いと考えます。また既設の風力発電機に対してサシバに慣れが生じているように、風力発電機の新設及び既設風力発電機の撤去に対しても慣れが生じるものと考えます。</p> <p>ただし、この予測には不確実性を伴うことから事後調査を実施し、新設風力発電機の稼働開始後に渡り状況の調査を実施します。この調査により環境影響の程度が著しいと判断される場合には、さらなる対策を講じる等の対応を実施することとしています。</p> <p>なお、風力発電機の設置位置は、サシバの渡りへの影響のみならず、騒音や風車の影など、さまざまな影響を勘案して検討を行っております。また、風力発電機の大型化は設置基数を減らすこと、風力発電機を設置する尾根の全長を短くすることを可能としており、その点においても影響の低減につながります。</p> <p>これら様々な影響の回避・低減を勘案した上で、現地調査の結果も踏まえて、サシバの渡りに対しても著しい影響とはならないと予測されたことから、準備書に記載した計画とさせていただきますこと、ご理解いただけますと幸いです。</p>
16	サシバの渡りルートであり、影響は大である。	

No.	一般の意見の概要	当社の見解
17	<p>郷土の生態系と景観に影響が出ないよう、計画を中止または変更してください。</p> <p>建設予定地は、霧島錦江湾国立公園・佐多地区に近接し、同地区に連なる自然性高い森林を有する優れた景観と生態系を有する地域です。その空間は、サシバなどの猛禽類をはじめ、レンジャク類、ヒヨドリ、ツバメ類など多様な渡り鳥が通過し、我が国本土を離れる直前に佐多岬に集結するための重要な空間です。</p> <p>また、天候及び時間によっては、渡り鳥が佐多岬からの南下を断念、引き返し待機・休息あるいは避難する森林地域でもあります。</p> <p>このため、特に強風下や渡り時期の後期において設備を迂回できない個体によるバードストライクはもとより、渡りコースそのものの混乱・変化という重大な影響を与えることが十分予想されるので、計画を見直してください。</p> <p>なお、根占・佐多風力発電所建設後に渡りのコースが変わり、佐多岬方面の飛来数が減少するのみならず、従来の渡りコースであった辻岳付近の集結ポイントが消えるなど、サシバ渡り羽数の減少につながった影響を体験しています。今回は、既存設備の規模を大きく超えるため、影響はより大きいと推察・危惧しています。</p>	<p>ご指摘の通り、当該地域は霧島錦江湾国立公園に近接する地域であり、またサシバをはじめとする渡り鳥の利用が見られる地域であると認識しています。</p> <p>景観につきましては図書にも記載の通り、影響の程度が実行可能な範囲で小さくなるよう、配置を検討しております。</p> <p>また、渡り鳥につきましても調査の中で確認を行っておりますが、著しい影響は及ばないものと考えております。その中でも、サシバの渡りにつきましては、本事業により著しい影響が及ぶ可能性があると考え、専門家ヒアリングを踏まえてより詳細な調査を行うなどの対応を行って来ました。調査の結果、図書にも記載の通り、既設風力発電機を回避するような行動が確認されており、ご指摘のように根占・佐多風力発電所建設後に渡りのコース等に変化が生じているものと認識しております。そのため、場所によっては、渡り個体数に増減が見られることがあるものと考えます。一方で、当該地域全体の渡りの状況や既設風力発電機を回避するような行動を踏まえると、風力発電機を新設することで多数の個体が風力発電機に衝突したり、当該地域における渡りルートが消失したりすることは無いと考えます。また既設の風力発電機に対してサシバに慣れが生じているように、風力発電機の新設及び既設風力発電機の撤去に対しても慣れが生じるものと考えます。ただし、この予測には不確実性を伴うことから事後調査を実施し、新設風力発電機の稼働開始後に渡り状況の調査を実施します。この調査により環境影響の程度が著しいと判断される場合には、さらなる対策を講じる等の対応を実施することとしています。</p>
18	<p>サシバの高度や行動は、わかるのでしょうか。</p>	<p>サシバの行動は、定点調査により確認しています。全てのサシバの行動を細かく見ることは難しいですが、新設風力発電機の設置予定位置におけるサシバの飛翔高度や、既設風力発電機へのサシバの反応など、調査目的を明確にして調査地点を設定することで、必要な情報の把握に努めています。</p> <p>また、飛翔高度については、全ての飛翔において正確に把握することは難しい状況です。飛翔高度は「ブレード回転域より低空」、「ブレード回転域を含む高度」および「ブレード回転域より高空」の3つに区分することとしていますが、実際の調査では、ブレード回転域を含む可能性のある飛翔は全て「ブレード回転域を含む高度」として記録することで、安全側の予測となるよう記録を行っております。</p>
【景観等について】		
19	<p>既設の風力発電も国道から十分目立っていたので、新設する風力発電機ではローター径も倍になり、景観への影響も倍以上になるのではないのでしょうか。また、音もより大きくなり、人や動植物への負の影響が大になるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、新設する風力発電機のローター径は120m程度であり既設の風力発電機（同60m）の倍となりますが、ブレード上端は既設風力発電機90mに対して新設風力発電機では154mと1.7倍程度です。その上で、風力発電機の新設位置は既設風力発電機の位置とは全く異なることから、これまで既設風力発電機が視認されていた地点であっても、新設される風力発電機が視認できない場合もございます。影響の詳細につきましては、図書に記載のとおりです。</p> <p>また、技術の進歩により風力発電機の稼働音も抑えられており、新設を予定する風力発電機の稼働音は、既設のものと同程度となる見込みです。</p>

## 日刊新聞紙における公告等

南日本新聞（令和4年2月15日 朝刊9面）

**（仮称）新南大隅ウインドファーム 環境影響評価  
準備書縦覧及び説明会の開催について（公告）**

環境影響評価法に基づき、（仮称）新南大隅ウインドファーム  
環境影響評価準備書（以下、「準備書」という）を次のとおり  
縦覧します。また、同法に基づき準備書に係る説明会を開催  
します。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地：

株式会社ジェイウインド（代表者：代表取締役社長 森本 成

所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

■対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）新南大隅ウインドファーム

（風力発電（陸上）、一万九千五百キロワット程度）

■対象事業が実施されるべき区域及び関係地域の範囲：

鹿児島県肝属郡南大隅町

■準備書の縦覧

①縦覧場所：1. 鹿児島県庁13階環境林務課

2. 南大隅町役場本庁1階展示ロビー

3. 南大隅町役場佐多支所1階ロビー

②縦覧期間：令和4年2月15日（火）～令和4年3月17日（木）

③縦覧時間：開庁日の午前9時～午後5時（開庁時間に準ずる）

④電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■準備書に係る説明会の開催を予定する日時及び場所

令和4年2月28日（月）午後6時半～午後8時

南大隅町役場本庁3階大会議室

但し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、予定

を変更する場合、電子縦覧URLに掲載します。

■意見書の提出：

本準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ち

の方は、書面により提出することができます。日本語に

より、意見の理由を含めてご記載ください。なお、自由書式

ですが、提出書式は縦覧場所又は電子縦覧のホームページ

からも入手できます。

提出方法：

氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご

意見及び意見の理由を記載し、郵送又は縦覧場所に設置さ

れた意見書箱への投函により提出ください。

提出期限：令和4年3月31日（木）※当日消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先

株式会社ジェイウインド

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

（電源開発株式会社内）

TEL 03-3546-9600（午前9時から午後5時まで

（土日・祝日除く） 担当：小泉・相澤

## 電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ

2022/02/15 14:35

(仮称) 新南大隅ウインドファームにおける風力発電事業 | 風力発電事業に係る環境影響評価手続き | J-POWER 電源開発...



J-POWERグループ

お問い合わせ

JP|EN

企業情報

事業情報

株主・投資家の皆様

サステナビリティ

採用情報

ニュース

知る・学ぶ・楽しむ

[🏠](#) > [サステナビリティ](#) > [環境 \(E\)](#) > [環境アセスメント](#) > [風力発電事業に係る環境影響評価手続き](#) > (仮称) 新南大隅ウインドファームにおけ

[サステナビリティ](#)

## 風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 新南大隅ウインドファームにお ける風力発電事業

(仮称) 新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書 (以下、「準備書」)

準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

準備書及び要約書は2022年3月17日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 「(仮称) 新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書」の届出・送付及び公告・縦覧について [📄](#)
- [表紙・目次](#) [📄](#)
- [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地](#) [📄](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容](#) [📄](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#) [📄](#)
- [第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果](#) [📄](#)
- [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#) [📄](#)
- [第6章 方法書に対する意見と事業者の見解](#) [📄](#)
- [第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#) [📄](#)
- [第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#) [📄](#)
- [第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#) [📄](#)
- [第10章 環境影響評価の結果](#)
  - [10.1.1\(1\) 騒音](#) [📄](#)
  - [10.1.1\(2\) 振動](#) [📄](#)
  - [10.1.2 水環境](#) [📄](#)
  - [10.1.3 その他の環境 \(風車の影\)](#) [📄](#)
  - [10.1.4 動物](#) [📄](#)
  - [10.1.5 植物](#) [📄](#)
  - [10.1.6 生態系](#) [📄](#)
  - [10.1.7 景観](#) [📄](#)
  - [10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場](#) [📄](#)

2022/02/15 14:35

(仮称) 新南大隅ウインドファームにおける風力発電事業 | 風力発電事業に係る環境影響評価手続き | J-POWER 電源開発

- 10.1.9 廃棄物等 [🔗](#)
- 10.2 環境の保全のための措置 [🔗](#)
- 10.3 事後調査 [🔗](#)
- 10.4 環境影響の総合的な評価 [🔗](#)
- 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地 [🔗](#)
- 第12章 その他環境省令で定める事項 [🔗](#)
  
- 資料編1 文献その他の資料調査における動植物確認種一覧 [🔗](#)
- 資料編2 大気環境 にかかる調査結果表 [🔗](#)
- 資料編3 植物群落組成表 [🔗](#)
- 資料編4 植生調査票 [🔗](#)
  
- 要約書 [🔗](#)
  
- ご意見記入用紙 [🔗](#)

|(仮称) 新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書 (以下、「方法書」)  
方法書の閲覧は2021年3月1日に終了しました。

|(仮称) 新南大隅ウインドファーム 計画段階環境配慮書 (以下、「配慮書」)  
配慮書の閲覧は2020年7月15日に終了しました。

|お問い合わせ先  
電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室  
TEL : 03-3546-9600 (平日9時~17時)

## おすすめコンテンツ



3分でわかる！J-POWER  
J-POWERってどんな会社。J-POWERの事業や歴史についてでんき犬がわかりやすくご紹介します。



株主・投資家の皆様  
J-POWER (電源開発株式会社) の「株主・投資家の皆様」についてご紹介します。

2022/02/15 14:35

(仮称) 新南大隅ウインドファームにおける風力発電事業 | 風力発電事業に係る環境影響評価手続き | J-POWER 電源開発...

企業情報	事業情報	株主・投資家の皆様	サステナビリティ	ニュース
ごあいさつ	再生可能エネルギー	経営方針	TOPメッセージ	ニュースリリース
企業理念・行動規範	火力発電事業	IRライブラリー	J-POWERのサステナビリティ	お知らせ
企業概要	原子力発電事業	IRカレンダー	マテリアリティの特定	知る・学ぶ・楽しむ
J-POWERの歴史	送電事業	財務・業績情報	環境 (E)	
技術開発	通信・その他の事業	株主・株式情報	社会 (S)	
コンプライアンスの推進	海外事業	個人投資家の皆様へ	ガバナンス (G)	
資材調達	小売電気事業	社債・格付情報	ESGデータ集	
企業広告・広報ライブラリ			採用情報	
電子公告			新卒採用情報	
			障害者採用情報	
			経験者採用情報	
			グループ会社採用情報	
			インターンシップ情報	

J-POWER 公式SNS



J-POWERグループ

お問い合わせ

本店アクセスマップ  
本方針

サイトマップ  
リンク

利用条件について

個人情報・情報セキュリティ基

Copyright (c) 2004-2022, 電源開発株式会社 All rights reserved.

## 鹿児島県ホームページにおけるお知らせ（赤枠内）

2022/02/15 14:52

鹿児島県/環境影響評価について

## 環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境へて、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全にすするための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければな  
なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要カ

### 県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

株式会社ジェイウインドが「(仮称)新南大隅ウインドファーム」の環境影響評価準備書を縦覧・公表しています。(令和4年3月1  
詳しくは事業者のホームページを御覧ください。  
株式会社ジェイウインドホームページ(外部サイトヘリンク)

### 知事意見

令和3年4月1日以降に事業者等へ送付した環境の保全の見地からの知事意見を掲載しています。

日付	内容
令和3年12月21日	<a href="#">(仮称)北薩風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF: 197KB)</a>
令和3年7月29日	<a href="#">馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 185KB)</a>
令和3年7月29日	<a href="#">(仮称)出水水俣ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 144KB)</a>
令和3年7月16日	<a href="#">(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 143KB)</a>
令和3年7月14日	<a href="#">(仮称)肝付風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 120KB)</a>
令和3年7月7日	<a href="#">(仮称)肥薩ウインドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 142KB)</a>
令和3年6月29日	<a href="#">(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF: 17</a>
令和3年6月25日	<a href="#">(仮称)鹿児島県における洋上風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見 (PDF: 1</a>
令和3年6月22日	<a href="#">(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 140KB)</a>
令和3年5月25日	<a href="#">(仮称)肥薩風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 137KB)</a>

## 環境影響評価対象事業

以下の要件に該当する場合は、環境影響評価を実施する必要があります。

[環境影響評価対象事業一覧 \(PDF: 84KB\)](#)

## 鹿児島県環境影響評価専門委員

環境影響評価に関する技術的事項についての意見を聴くために、鹿児島県環境影響評価専門委員を委嘱しています。

[鹿児島県環境影響評価専門委員名簿 \(PDF: 20KB\)](#)

## 環境影響評価の実施の参考となる事例

環境影響評価の実施に当たり、参考となる事例を以下に掲載しますので、事業者の方々は参考にしてください。

### 分かりやすい環境影響評価図書の作成

- 環境アセスメント手続の流れを記載したフロー図の掲載
- 関係法令等による規制状況の一覧表の掲載
- 保安林の種別の掲載（水源かん養保安林、保健保安林など）
- 図書の内容を分かりやすくまとめた「あらまし」の作成（説明会での配布など）

### 環境影響評価手続の積極的な周知

- 市町村の広報誌への掲載
- 周知のチラシを各戸配布

（参考）環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集（H29.7環境省）

[環境省ホームページ \(外部サイトヘリンク\)](#)

### 環境影響評価図書の継続的な公開

- 縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開（事業者の協力を得て掲載）

[環境省ホームページ \(外部サイトヘリンク\)](#)

### 配慮書手続における複数案の設定

- 風力発電機の配置計画エリアを4案設定し、配慮書手続を実施。その結果を踏まえ、エリアを1つに絞り込み、方法書以降の手

## 説明会が開催できない場合の代替措置

- 説明会資料の各戸配布、縦覧場所への設置（持ち帰り自由）
- アセス図書の縦覧期間後もインターネットによる閲覧を継続など

（参考）発電所環境アセスメント情報（新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言を踏まえた説明会の対応について）

[経済産業省ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

## 重複する区域における事業者間調整

- 複数の事業者による風力発電機の設置計画エリアが重複する区域において、事業者間調整を行うよう求めた知事意見を踏まえ、事業を共同で進めることで合意

## 環境影響評価手続の再実施

- 方法書に対する知事意見までの手続を経た風力発電事業において、300メートル以上離れた区域を新たに対象事業実施区域とす知を行い、配慮書手続から再実施

### よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

### このページに関するお問い合わせ

環境林務部環境林務課

鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111

## 南大隅町ホームページにおけるお知らせ

2022/02/15 14:25

鹿児島県南大隅町/(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について



[ホーム](#) > [町の紹介](#) > [施策・計画](#) > (仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

02/15

14:25

更新日

(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

環境影響評価法に基づき、(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書(以下、「準備書」という)を次のとおり縦覧し、同法に基づき準備書に係る説明会を開催のとおりお知らせします。

### 事業者の名称

事業者名：株式会社ジェイウインド

代表者：代表取締役社長 森本 成

所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号

### 対象事業の名称、種類及び規模

(仮称)新南大隅ウインドファーム(風力発電(陸上)、19,500キロワット程度)

### 対象事業が実施されるべき区域及び関係地域の範囲

鹿児島県肝属郡南大隅町

### 準備書の縦覧

(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書

1. 縦覧場所：1.鹿児島県庁13階環境林務課 2.南大隅町役場本庁1階展示ロビー 3.南大隅町役場佐多支所1階ロビー
2. 縦覧期間：令和4年2月15日(火曜日)から令和4年3月17日(木曜日)まで
3. 縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

### 準備書に係る説明会の開催を予定する日時及び場所

令和4年2月28日(月曜日)午後6時30分から午後8時 南大隅町役場本庁3階大会室

但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合、下記電子縦覧URLに掲載します。

### 準備書の電子縦覧

電子縦覧：<https://www.jpover.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html> (外部サイトへリンク)

### 意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。日本語により、意見の理由を含めてご記載くださる式ですが、提出書式は縦覧場所又は電子縦覧のホームページからも入手できます。

### 提出方法

氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、下記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

### 提出期限

<https://www.town.minamiosumi.lg.jp/kikaku/machi/shisaku/kakushukeikaku/jwind2.html>

1/2

2022/02/15 14:25

鹿児島県南大隅町／(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書の総覧及び説明会について

令和4年3月31日(木曜日) ※当日消印有効

### 意見書の郵送先及びお問い合わせ先

株式会社ジェイウインド

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号(電源開発株式会社内)

TEL:03-3546-9600(午前9時から午後5時まで(土日・祝日除く)) 担当:小泉・相澤

### お問い合わせ

南大隅町役場企画課政策統計係

鹿児島県南大隅町根占川北226

電話番号:0994-24-3113

ファクス番号:0994-24-3119

鹿児島県南大隅町役場

〒893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226

電話番号:0994-24-3111(代表) ファクス番号:0994-24-3119

Copyright © Minamiosumi Town. All Rights Reserved.



縦覧状況

鹿児島県庁 13 階環境林務課



南大隅町役場本庁 1 階展示ロビー



南大隅町役場佐多支所 1 階ロビー

